

（参考）農事組合法人の定款例

農業法人設立の手引き改訂第10版 掲載

〔県農業経営・就農支援センター〕
〔県担い手育成総合支援協議会〕R6.12 発行

「農事組合法人定款のチェックポイント」に関する条文や注釈を
網かけ記載しています。

農事組合法人〇〇〇〇定款

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

（名 称）

第 2 条 この組合は、農事組合法人〇〇〇〇という。

注 1) 「農事組合法人」という記載は必須（農協法第 72 条の 5）

注 2) 他の登記商号と同一で、所在場所も同一であるときは不可（商業登記法第 27 条）

（地 区）

第 3 条 この組合の地区は、宮城県〇〇郡〇〇町・・の区域とする。

注 1) 事業を行う範囲ではなく、組合員資格を定めるためのものである。

注 2) 地区の範囲は市町村以下とし、複数以上の市町村を範囲とするときは、市町村を列記することとされている。

注 3) なお組合員の資格（第 9 条）において「農業に従事する個人であって、その住所又はその経営に係る土地もしくは施設がこの組合の地区内にあるもの」との規定がある場合は、「地区」外に居住する雇用就農者が組合員となることも可能である。

（事務所）

第 4 条 この組合の事務所は、宮城県〇〇郡〇〇町〇〇に置く。

注) 定款では最小行政区画までの記載としても良いが、その場合は発起人会で具体的な所在地を決定する。

（農業協同組合へ加入する場合）

第 5 条 この組合は、〇〇農業協同組合に加入するものとする。

注) 農業協同組合へ加入する場合は、J A の定款に定められた組合員資格により、正組合員又は准組合員となることが出来る。

（公告の方法）

第 6 条 この組合の公告は、この組合の掲示場への掲示とする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

注) 新聞等に掲載する方法による場合は、「・・・掲示し、」とし「かつ、〇〇において発行する△△新聞に掲載する方法によって」を挿入する。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 7 条 この組合は、次の事業を行う。

(1)組合員の農業に係る共同利用施設の設置(当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。)及び農作業の共同化に関する事業

(2)農業の経営

(3)前号に掲げる農業に関する事業であって、次に掲げるもの

①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

③農業生産に必要な資材の製造

④農作業の受託

⑤農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

⑥農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 1 項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

⑦農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(4)農業と併せ行う林業の経営

(5)第 1 号及び第 2 号の事業に附帯する事業

注 1) 事業列挙中行わない項目は記載しない。

注 2) 「農業の経営」とは、耕作、養畜又は養蚕の業務及びこれらに付随する業務（農協法第 2 条第 3 項）。

注 3) 農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定める事業を行う場合、上記第 3 号（①～⑦）のように規定する。

(員外利用)

第 8 条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に前条第 1 号の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第 72 条の 10 第 3 項に規定する範囲内とする。

注) 員外利用の範囲は、(事業)第 7 条第 1 項に係る、いわゆる 1 号法人の事業について定めるものであり、一事業年度における組合員以外の事業分量の総額は、組合員の利用分量の総額の 5 分の 1 以内と農協法で規定されている。

第 3 章 組 合 員

(組合員の資格)

第 9 条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

- (1) 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地もしくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- (2) 農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- (3) 農業協同組合及び農業協同組合連合会で、その地区にこの組合の地区の全部又は一部を含むもの
- (4) この組合に、農業経営基盤強化促進法第 7 条第 3 号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構
- (5) この組合から、その事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける個人
- (6) この組合に対してその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約、新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約、実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約を締結している者
- (7) この組合に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 6 条に規定する承認事業計画に従って同法第 2 条第 2 項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第 5 条に規定する承認会社
- (8) この組合と連携して事業を行うことにより、この組合の事業の円滑化に寄与する農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超える法人を除く。）

注）農協法施行令改正（R5.4.1）により、地域計画に農業を担う者として記載された農事組合法人にあつては、互いに連携して事業の円滑化に寄与する法人が、農事組合法人の組合員となり得る者に追加された。（農協法施行令第 40 条 3）

2 この組合の前項第 1 号又は 2 号の規定による組合員が農業を営み、若しくは従事する個人でなくなり、又は死亡した場合におけるその農業を営まなくなり、若しくは従事しなくなった個人又はその死亡した者の相続人であって農業を営まず、若しくは従事しないものは、この組合との関係においては、農業を営み、又は従事する個人とみなす。

3 この組合の組合員のうち第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者及び前項の規定により農業を営み、又は従事する個人とみなされる者の数は、総組合員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(加 入)

第 10 条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資の口数（現物出資をしようとする者にあつては、出資の目的たる財産）及びこの組合の事業に常時従事するかどうかを記載した加入申請書をこの組合に提出しなければならない。

注）上記第 1 項中の括弧書きは、現物出資を認める場合に挿入する。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、理事の過半で、その加入の諾否を決する。

3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込み（現物出資にあつては、出資の目的たる財産の給付。次項においても同じ。）をさせるとともに、組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

注）上記第 3 項中の括弧書きは、現物出資を認める場合に挿入する。

4 加入の申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって、組合員となる。

5 出資の口数を増加しようとする組合員については、第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

(資格変動の申し出)

第 11 条 組合員は、前条第 1 項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は組合員たる資格を失ったときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。

(持分の譲渡)

第 12 条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 3 項の出資の払込みは必要とせず、同条第 4 項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第 13 条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続開始後 60 日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

2 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

注）出資制の農事組合法人の組合員が出資者たる地位において有する権利義務である持ち分は、譲渡可能な財産権であるので、相続される遺産の範囲に入る（民法第 896 条）

(脱 退)

第 14 条 組合員は、60 日前までにその旨を、書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 持分全部の譲渡

(除 名)

第 15 条 組合員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日 10 日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 第 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による組合員が、正当な理由なくして 1 年以上この組合の事業に従事せず、かつ、この組合の施設を全く利用しないとき。
- (2) この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
- (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
- (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。

2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知しなければならない。

(持分の払戻し)

第 16 条 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額(その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額)を限度として持分を払い戻すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項第 7 号の規定による組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額を超えて持分を払い戻すことができる。ただし、出資額に応じた純資産額を超えることができない。

3 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前 2 項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

注) 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退にあたって、当該農地等についての権利を返還しようとする組合の場合、次の第 3 項及び第 4 項を加える。

(注) 現物出資を認める場合は、本条に以下の項目を追加する

- 4 第1項の規定により、持分を払い戻す場合においてその払戻しを受けようとする者がこの組合に対し農地等についての権利を現物出資(第13条の規定による当該現物出資にかかる持分の取得を含む。)した者又はその相続人であるときは、その者(持分の払戻しを受けようとする相続人が2人以上ある場合には、その全員)の申し出により、その持分の全部又は一部の払戻しに代えてその出資に係る農地等についての権利(この組合に属しているものに限る。)の全部又は一部を返還するものとする。この場合において、払い戻すべき持分の額が、出資の額より減少したときは、農地等についての権利の返還に係る持分の額とその出資金額との差額に相当する金額について、当該返還を受ける者から徴収する。
- 5 前項の規定により持分の払戻しに代えて農地等についての権利を返還した場合において、その農地又は採草放牧地につきこの組合が費した有益費があるときは、民法第196条第2項本文の規定に従い、これを当該返還を受ける者から徴収する。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、組合の承認を得てその出資の口数を減少することができる。

2 組合員がその出資の口数を減少したときは、減少した口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。

3 前条第2項(から第5項まで)の規定は、前項の規定による払戻しについて準用する。

注) 上記第3項中の括弧書きは、現物出資を認める場合に挿入する。

第4章 出 資

(出資義務)

第18条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、出資総口数の100分の50を超えることができない。

注1) なお出資口数の割合が下記となる場合は、農地所有適格法人においても法人事業税が非課税とならないので注意すること

- ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会その他の法人である組合員(農業法人投資育成事業に係る承認会社や農地中間管理機構を除く。第9条【組合員の資格】における(3)(5)(6)(8))の出資口数の合計が総出資口数の1/2を超える場合
- ・ 上記から農業協同組合及び農業協同組合連合会を除いた法人組合員(第9条【組合員の資格】における(5)(6)(8))の出資口数の合計が総出資口数の1/4を超える場合

注2) 現物出資を認める場合は、本条に以下の2項を加え、定款末尾に別表として現物出資の一覧を加える。

- 2 この組合に現物出資をする組合員の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資の口数は別表のとおりとする。

3 現物出資の目的たる農地についての権利は、当該現物出資(第13条の規定による当該現物出資に係る持分の取得を含む。)をした組合員の承認を得なければ、これを処分することができない。

(出資1口の金額及び払込方法)

第19条 出資1口の金額は、金〇〇円とし、全額一時払込みとする。

2 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもって組合に対抗することができない。

第5章 理 事 (役 員)

注) 監事を置く場合は、本章を「第5章 役員」とし、以下の各条文において「役員」として理事と監事に係る規定を行う。

(理事(役員)の定数)

第20条 この組合に、(役員として)理事〇〇人以内(及び監事〇〇人以内)を置く。

注) 1名の場合は「1名を置く」と記載する。

(理事(役員)の選任)

第21条 理事(役員)は、総会において選任する。

2 前項の規定による選任は、総組合員の過半数による決議を必要とする。

3 理事は、第9条第1項第1号又は第2号の規定による組合員でなければならない。

(理事(役員)の解任)

第22条 理事(役員)は、任期中でも総会においてこれを解任することができる。この場合において、理事(役員)は、総会の7日前までにその請求に係る理事(役員)にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(代表理事の選任)

第23条 理事は、代表理事1人を互選するものとする。

注) 農事組合法人は代表理事を置くことが可能となっているが、法令に基づき設置するものではない。

(理事の職務)

第24条 代表理事は、この組合を代表し、その業務を掌理する。

2 理事は、あらかじめ定めた順位に従い、代表理事に事故あるときはその職務を代理し、代表理事が欠員のときはその職務を行う。

(理事の決定事項)

第 25 条 次に掲げる事項は、理事の過半数でこれを決する。

- (1)業務を運営するための方針に関する事項
- (2)総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3)理事（役員）の選任に関する事項
- (4)固定資産の取得又は処分に関する事項
- (5)団体加入（〇〇農業協同組合への加入を除く。）及び団体からの脱退
- (6)この組合への加入（持ち分の相続又は譲受けによる加入を含む）の承認
- (7)持ち分の譲渡又は出資口数の減少の承認
- (8)出資口数の増加の承認

注）理事の決定事項と総会の決議事項に留意すること。

(監事の職務)

第 26 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

注）監事を設置する場合は、本条を挿入し、以下の条文番号を繰り下げる。

- (1)この組合の財産の状況を監査すること。
- (2)理事の業務の執行の状況を監査すること。
- (3)財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告すること。
- (4)前号の報告をするため、必要あるときは、総会を招集すること。

(理事（役員）の責任)

第 26 条 理事（役員）は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事（役員）は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

3 理事（役員）がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4 理事（役員）がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

5 理事が、次の各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

- (1) 法第 72 条の 25 第 1 項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- (2) 虚偽の登記
- (3) 虚偽の公告

注) 監事を置く場合は、第5項は下記の記載とする

5 次の各号に掲げる者が、その各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第72条の25第1項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

6 理事(役員)が、前3項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の理事(役員)もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事(役員)の任期)

第27条 理事(役員)の任期は、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠選任及び法第95条第2項の規定による改選によって選任される理事(役員)の任期は、退任した理事(役員)の残任期間とする。

2 前項ただし書きの規定による選任が、理事(役員)の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

3 理事(役員)の数がその定数を欠くこととなった場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事(役員)は、新たに選任された理事(役員)が就任するまで、なお理事(役員)としての権利義務を有する。

(特別代理人)

第28条 この組合と理事との利益が相反する事項については、この組合が総会において選任した特別代理人がこの組合を代表する。

第6章 総 会

(総会の招集)

第29条 理事は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に通常総会を開催する。

2 理事は、次の場合に臨時総会を招集する。

(1) 理事の過半数が必要と認めたとき。

(2) 組合員が、その5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して招集を請求したとき。

3 理事は、前項第2号の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に総会を招集しなければならない。

注) 監事を設置する場合は、次の第4項を加える

4 監事は、財産の状況又は業務の執行について法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めた場合において、これを総会に報告するため必要と認めたときは、総会を招集する。

(総会の招集手続)

第30条 総会を招集するには、理事は、その総会の日の5日前までに、その会議の目的である事項を示し、組合員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

2 総会招集の通知に際しては、組合員に対し、組合員が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

(総会の決議事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

(4) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

(総会の定足数)

第32条 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ議事を開き決議することができない。この場合において、第36条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(緊急議案)

第33条 総会では、第30条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って、決議するものとする。ただし、第35条各号に規定する事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会の議事)

第34条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において、総会に出席した組合員の中から組合員がこれを選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別決議)

第 35 条 次の事項は、総組合員の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)組合員の除名
- (4)理事（役員）の解任

(書面又は代理人による議決)

第 36 条 組合員は、第 30 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日の前日までにこの組合に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又はその他の組合員でなければならない。

4 代理人は、2 人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議事録)

第 37 条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- (1)開催の日時及び場所
- (2)議事の経過の要領及びその結果
- (3)出席した理事（及び監事）の氏名
- (4)議長の氏名
- (5)議事録を作成した理事の氏名
- (6)前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

注) 現物出資を認める場合は、本条に次の 1 項を加える。

2 総会において現物出資の目的たる財産の価額及びこれに対して与える出資の口数の決定にかかる定款の変更を決議したときは、当該決議に同意した組合員の氏名を当該総会の議事録に記載するものとする。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 38 条 この組合の事業年度は、毎年〇〇月〇〇日から翌年〇〇月〇〇日までとする。

注) 1 月 1 日を開始とする場合は、文中の「翌年」という文字を削除する。

(剰余金の処分)

第 39 条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(利益準備金)

第 40 条 この組合は、出資総額の 2 分の 1 と同額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合は、これを填補した後の残額）の 10 分の 1 に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

(資本準備金)

第 41 条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰り入れないことができる。

(任意積立金)

第 42 条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第 40 条の規定により利益準備金として積み立てる金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

2 任意積立金は、損失金の填補又はこの組合の事業の改善発達のための支出、その他の総会の決議により定めた支出に充てるものとする。

(配 当)

第 43 条 この組合が組合員に対して行う配当は、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。

2 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数等及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。

注 1) 本条は利用分量配当を行わない場合の規定である。利用分量配当を行う場合は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うことを規定しなければならない。

注 2) 配当は、損失を埋め、利益準備金、資本準備金を控除した後でなければならない。

3 出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。

注) 出資配当は、年利 7%を超えてはならない。

4 前項の配当は、その事業年度の剰余金処分案を決議する総会の日において組合員である者について計算するものとする。

5 配当金の計算上生じた 1 円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失金の処理)

第 44 条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金及び資本準備金の順に取り崩して、その填補に充てるものとする。

第 8 章 雑 則

(残余財産の分配)

第 45 条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

2 第 16 条第 3 項の規定は、前項の規定による残余財産の分配について準用する。

3 持分を算定するにあたり、計算の基礎となる金額で 1 円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

注) 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、この組合の解散について当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条第 2 項中「第 16 条第 3 項」を「第 16 条第 3 項から第 5 項まで」に改めること

(規約等)

第 46 条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規約で定める。

- (1) 総会に関する規定
- (2) 業務の執行及び会計に関する規定
- (3) 組合員に関する規定
- (4) 理事(役員)に関する規定
- (5) 職員に関する規定
- (6) 前各号に定めるもののほか定款の実施に関して必要な規定

附 則

この組合の設立当初の役員は、次のとおりとする。

注) 発起人から引き継いだ当初の役員について、規定する。役員の任期は、当初から 3 年にすることが出来る。現物出資を認める組合においては、別表(※)を加える。

○理 事

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

.....

(○監 事

住 所 氏 名)

以上のとおり農事組合法人〇〇〇〇の設立のため、この定款を作成し、発起人は、次に記名押印する。

注) 「記名押印」とした場合、あらかじめ全員分をワード等で印字しておいて良いが、「署名押印」とした場合は全員「自署」する必要がある。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 注) 主に創立総会の日を記入

発起人	〇	〇	〇	〇	印	(実印)	注) 実印を押印する。
発起人	〇	〇	〇	〇	印	(//)	押印を留意した行間
発起人	〇	〇	〇	〇	印	(//)	とする。
発起人	〇	〇	〇	〇	印	(//)	



注) 訂正印(全員分)を末尾の横一列に実印で押印する(各ページ、各カ所の訂正印として有効)。またページの合わせ目には全て、発起人の全員の契印が必要。

別 表 (※・・・現物出資がある場合)

組合員の氏名	現物出資の目的たる財産	当該財産の価額	当該組合員に与える出資口数